

(令和7年7月作成)

令和 8 年度
保育園・認定こども園・小規模保育施設
【入園案内】



栃木市マスコットキャラクター
とち介

栃木市 こども未来部 保育課

郵便番号328-8686 栃木市万町9-25

電話 0282-21-2232・2233

FAX 0282-21-2681

目次



1. 保育園・認定こども園・小規模保育施設について……………	1
2. 給付認定について……………	1
3. 令和8年度の入園申込み(新年度一斉申込み)……………	3
4. 令和8年度の入園申込み(年度途中の申込み) ……………	6
5. 入園申込に必要な書類 ……………	8
6. 利用調整結果の送付について ……………	9
7. 保育料(利用者負担額)・副食費(おかず代)について……………	10
8. 入園後の給付認定変更および退園について……………	12
9. 広域入園申込みについて……………	12
10. その他の保育サービス……………	14
11. 教育・保育施設一覧……………	16
12. 教育・保育施設位置図……………	18
13. よくある質問(Q&A)……………	21

1. 保育園・認定こども園・小規模保育施設 について

子ども・子育て支援新制度では、新制度に移行した幼稚園、認定こども園、保育園等を「特定教育・保育施設」と言い、これらの施設を利用するためには、教育・保育の認定を受ける必要があります。栃木市では、以下の3つの種類の施設が開設されています。

保育園	保育園は、保護者が就労や家族の介護等を日中常態としているため、 児童の保育を必要とする場合に、保護者に代わって保育を行う施設 です。 令和7年7月現在、市内に公立8園、民間園が7園開設されています。
認定こども園	認定こども園は、 保育を必要とする児童を預かる保育園と、保育の必要性の有無にかかわらず満3歳からの児童の教育を行う幼稚園の両方の機能を併せ持ち、 地域の子育て支援も行う施設です。令和7年7月現在、市内に公立1園、民間17園が開設されています。
小規模保育施設	地域における多様な保育ニーズに応える地域型保育施設の一つとして、少人数（6～19人）で0歳～2歳のお子さんを家庭的保育に近い環境の下で保育を行う施設です。3歳児（年少）からは連携施設の認定こども園などに通うことになります。令和7年7月現在、市内に民間4園が開設されています。

2. 給付認定について

(1)利用できる施設

市内に開設されている保育園、認定こども園、小規模保育施設を利用する場合、保護者の就労や子どもの年齢により、利用できる施設が決まっています。

それらの施設は、保育の必要性に応じて次の3つに区分されており、利用を希望する保護者は、申請により給付認定を受ける必要があります。

給付認定の後、施設の受入れ状況を勘案しながら、各施設への入園の利用調整を行います。

1号認定	2号認定	3号認定
<p>お子さんが満3歳以上で、児童の教育を行う幼稚園を希望する方</p> <p>利用できる施設 →認定こども園 (教育(幼稚園)部分)</p> <p> P3.3-(1)ハ</p>	<p>お子さんが満3歳以上で、保育を必要とする事由に該当し、保育所等において保育を希望する方</p> <p>利用できる施設 →保育園、 認定こども園(保育園部分)</p> <p>P4.3-(2)ハ </p>	<p>お子さんが満3歳未満で、保育を必要とする事由に該当し、保育所等において保育を希望する方</p> <p>利用できる施設 →保育園、 認定こども園(保育園部分)、 小規模保育施設</p> <p>P4.3-(2)ハ </p>

(2) 保育を必要とする要件

保育園及び認定こども園（2号、3号認定）を希望する方は、以下の事由のいずれかに該当し、保育の必要性を確認できることが必要となります。また、保育施設を利用できる時間は、事由に応じて、保育標準時間と保育短時間に区分されます。

< 保育を必要とする事由一覧 >

保育を必要とする事由	内容	保育の必要量	認定期間・在籍できる期間
①就労※1	1カ月あたり64時間以上の就労（休憩時間等を除く）をしており、同居親族も保育できない場合	保育標準時間(月120時間以上) 保育短時間（月64時間以上）	仕事をしている期間
②妊娠・出産 ※2	妊娠中であるか、出産後間もないため、保育ができない場合	保育標準時間	出産予定日の前6週の日が属する月の月初から出産予定日後8週の日が属する月の月末まで
③疾病・障がい	保護者が病気やけがをしているか、心身に障害があり、保育が困難な場合	保育標準時間又は保育短時間 (診断書・障害等級による)	療養等に必要な期間
④介護・看護 ※3	同居又は長期入院等している親族を保護者が常時介護・看護しているため保育ができない場合	保育標準時間(月120時間以上) 保育短時間（月64時間以上）	介護・看護を必要とする期間
⑤災害復旧	火災、風水害、地震等により、復旧の間保育ができない場合	保育標準時間	復旧に必要な期間
⑥求職活動	日中、求職活動や起業活動のため、児童の保育ができない場合	保育短時間	3か月間 (3か月目の25日までに就労証明書の提出及び就労の開始が必須となります。)
⑦就学※4	児童の保護者が就学のため、保育ができない場合（学生証の発行必須）	保育標準時間(月120時間以上) 保育短時間（月64時間以上）	就学（職業訓練学校を含む）するため必要な期間（通信教育を除く）
⑧虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合	保育標準時間	記載の事態の恐れがなくなるまでの間
⑨育児休業 ※5	育児休業取得時に、既に入所している児童（②妊娠・出産は除く）について、継続利用が必要と認められる場合（在園児のみ認定対象）	保育短時間	育児休業を取得している期間
⑩その他	その他保育できない特別な理由があり市が認める場合		

※1. 就労を要件とする場合は、契約上の労働時間(休憩時間等除く)が120時間以上若しくは64時間以上であることが必要です。また、就労時間に見合った就労(収入)であることが必要です(内職の場合は最低月3万円)。なお、給与を伴わない手伝い等は、就労とは認められません。

※2. 妊娠・出産を要件として入所が決定した場合は、期間が終了後はいったん退園となります。

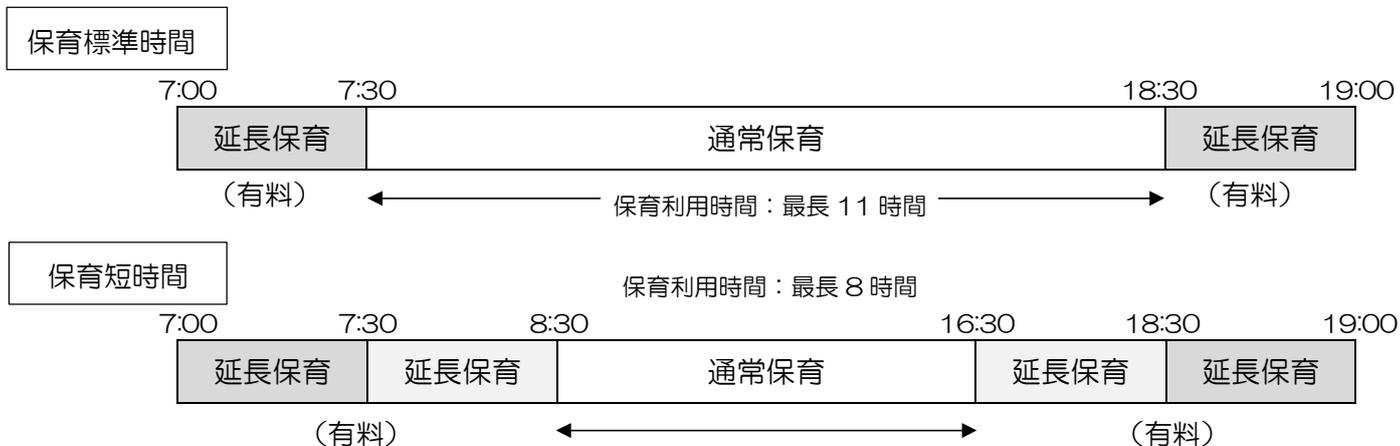
※3. 介護・看護を要件とする場合は、就労と同等の介護・看護に要する時間が必要です。なお、同居の場合、通常の家事は介護時間に含まれません。また、介護を要件とする場合は、介護認定が必要です(要支援は対象となりません)。

※4. ⑦就学における職業訓練から⑥求職活動への切り替えはできません。

※5. 育児休業中はご家庭での保育ができるため、原則、利用申請はできません。そのため、育児休業中に保育所等の利用申請を行う場合は、育児休業を終了し、現在の就労先に復職することを前提とした申請となります。

◇保育園(公立)における利用時間の参考イメージ◇

標準時間・短時間それぞれの利用時間は、最長の場合の利用時間となります。
認定された要件による保育が必要な範囲において、施設を利用することができます。



※保育標準時間の延長保育を実施していないなど、施設によって通常保育の設定時間などが異なります。P16～17の施設一覧表で開園時間等を確認してください。

3. 令和8年度の入園申込み(新年度一斉申込み)

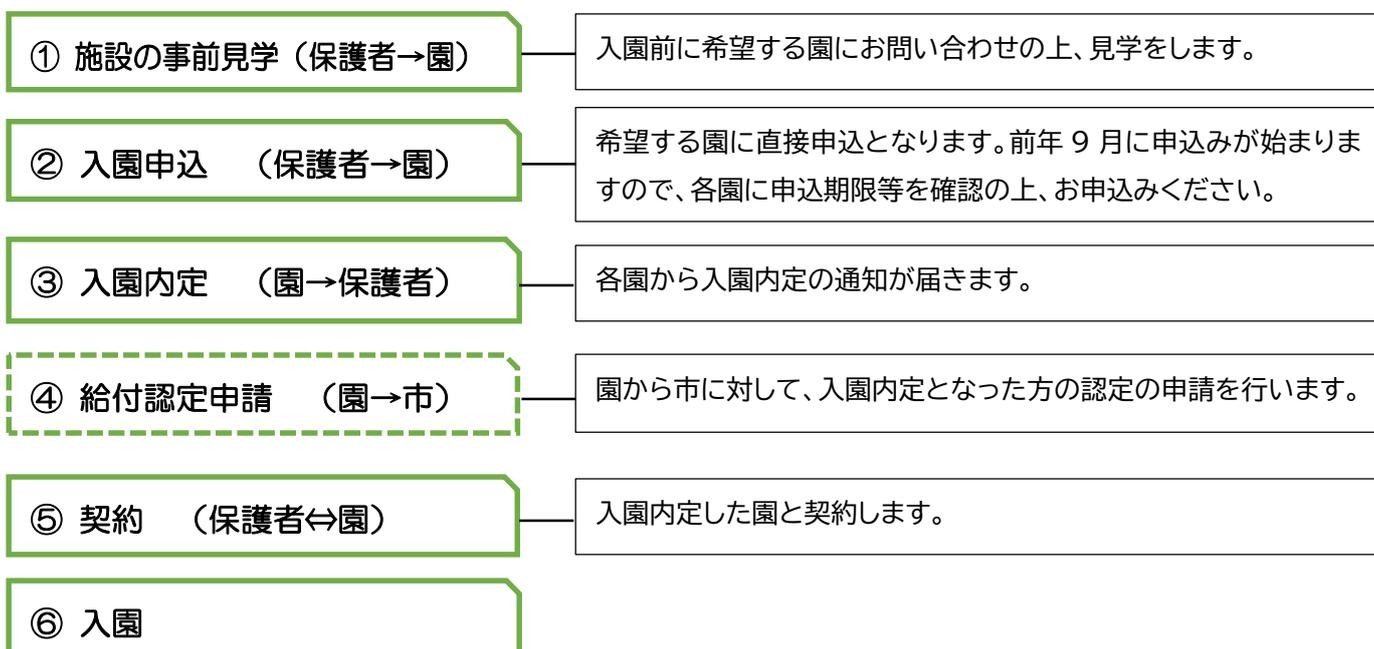
令和8年度中に栃木市の保育施設の利用を希望する方は、一斉申込みでお申込みください。こども園の幼稚園部分(1号認定)、保育園・こども園の保育部分(2号・3号認定)の利用区分により申込先が異なりますので、申込期間内に忘れずにお申込みください。

◇これから出産予定の方へ◇

令和8年度中に入園をお考えの方は、忘れずに一斉申込みでお申込みください。

(1)認定こども園の幼稚園部分(1号認定)への新年度申込

認定こども園の幼稚園部分(1号認定)の利用を希望する場合は、園により各手続きの時期が異なりますので、詳しくは園にお問い合わせください。



(2) 保育園部分への一次選考申込み(9月)

新年度中(令和8年4月から令和9年3月まで)に保育園、認定こども園(保育園部分)、小規模保育施設を希望する方は、一次選考分の申込みを9月に受付けます。

① 施設見学会	7月中旬から8月下旬に実施します(市ホームページまたは広報とちぎ7月号をご覧ください。)
② 書類の準備	8月上旬から入園案内を配布します(市ホームページにも掲載)。 配布場所…保育課、各保育園・認定こども園、小規模保育施設、 各総合支所地域づくり推進課保健福祉係または市民保健福祉係
③ 入園申込み	受付期間: 令和7年9月1日(月)~30日(火) 受付場所: ○公立保育園・西方なかよしこども園・私立保育園(さくら第2除く) …本庁保育課、各総合支所地域づくり推進課保健福祉係または市民保健福祉係 ○私立認定こども園(さくら第2含む)・小規模保育施設…第一希望の各施設に直接 内 容: 申込理由の聞き取り及び必要書類の確認 ※求職活動を事由とする方は、4月から利用開始を希望する方のみ、二次選考以降にお申込みください。5月以降の利用開始を希望する方は、年度途中にお申込みください。
④ 面 接	面接期間: 令和7年10月中下旬 面接場所: 各地域の会場又は、各園(日時と場所は申込み時にお知らせします) 内 容: 保育園の保育士と親子面接 ※第一希望が認定こども園、小規模保育施設の方は、施設により面接方法が異なりますので申込み時にご確認ください。また、0歳児は、面接はありません。
⑤ 審査・選考	保育の必要性を総合的に審査し、認定の上、各園の受入れ可能数の範囲内で入所者を選考します。利用施設が調整できた場合は 内定 、調整できなかった場合は 保留 となります。
⑥ 選考結果の通知	市からの通知発送時期… 11月28日(金) ※認定こども園、小規模保育施設は、施設から通知します。 一次選考の結果通知後、空きのある施設を市ホームページで公表します。 保留の方は、二次申込期間中に施設の追加変更が出来ますので、保育課までご連絡ください。なお、新年度入園の調整結果が保留となった場合、令和8年度の認定期間中は継続して毎月の入園調整を行いますので、毎月申込書を提出していただく必要はありません。
⑦ 入園説明会 健康診断	選考結果通知の際に、日程と場所をお知らせします(内定した施設で実施する予定です)。 認定こども園、小規模保育施設は、各施設から連絡があります。
⑧ 入 園	入園内定月からの入園となります。入園後に園から保育料・給食費をお知らせします。 ※育休から復帰せずに転職する方は、内定取り消し・再調整となりますので、内定園又は保育課へご連絡ください。また、就労・復職予定で内定した方は、就労・復職後に就労証明書を提出してください。 <u>申込時の状況と異なることが判明した場合、退園となる場合があります。</u>

(3) 保育園部分への二次選考申込み(12月)

新年度中(令和8年4月から令和9年3月まで)に保育園、認定こども園(保育園部分)、小規模保育施設を希望する方で、9月に申込みできなかった方は、12月に二次選考申込分として受付けますので、この期間内にお申込みください。

一次選考調整後の空いている枠に対して調整を行います。

※施設見学会、書類の準備は前のページと同様です。

① 入園申込み

受付期間:令和7年12月8日(月)~12月22日(月)

受付場所:○公立保育園・西方なかよしこども園・私立保育園(さくら第2除く)・小規模保育施設
…本庁保育課、各総合支所地域づくり推進課保健福祉係または市民保健福祉係
○私立認定こども園(さくら第2含む) …第一希望の各施設に直接
※空きのある園のみ申込みを受付けます(市ホームページに掲載します)。

内 容:申込理由の聞き取り及び必要書類の確認

※求職活動を事由とする方は、令和8年4月から利用開始を希望する方のみ、この期間にお申込みください。5月以降は年度途中の申込にてご利用ください。

② 面 接

面接期間:○公立保育園・西方なかよしこども園・私立保育園・小規模保育施設
…1月6日(火)~1月15日(木)

申込後、12月25日(木)以降に第一希望園に連絡し、期間内に面接を受けてください。

○私立認定こども園…1月6日(火)~1月15日(木)

園に申込をした際、または申込後に日程調整し、期間内に面接を受けてください。

面接場所:各園 ※0歳児は、面接はありません。

内 容:保育園の保育士と親子面接

③ 審査・選考

保育の必要性を総合的に審査し、認定の上、各園の受入れ可能数の範囲内で入所者を選考します。利用施設が調整できた場合は**内定**、調整できなかった場合は**保留**となります。

④ 選考結果の通知

市からの通知発送時期…1月30日(金)

※認定こども園、小規模保育施設は、施設から通知します。

選考結果の通知のみお送りします。

保留の方は、最終申込期間中に施設の追加変更が出来ますので、保育課までご連絡ください。なお、新年度入園の調整結果が保留となった場合、令和8年度の認定期間中は継続して毎月の入園調整を行いますので、毎月申込書を提出していただく必要はありません。

⑤ 入園説明会 健康診断

選考結果通知の際に、日程と場所をお知らせします(内定した施設で実施する予定です)。

認定こども園、小規模保育施設は、各施設から連絡があります。

⑥ 入 園

入園内定月からの入園となります。入園後に園から保育料・給食費をお知らせします。

※育休から復帰せずに転退職する方は、内定取り消し・再調整となりますので、内定園又は保育課へご連絡ください。また、就労・復職予定で内定した方は、就労・復職後に就労証明書を提出してください。

(4) 保育園部分への申込み(4月入園の最終受付)

新年度4月に保育園、認定こども園(保育園部分)、小規模保育施設を希望する方で、9月・12月の選考に申込みできなかった方は、下記期間に受付いたします。

受付期間：令和8年2月2日(月)～2月16日(月)

受付場所：本庁保育課、各総合支所地域づくり推進課保健福祉係または市民保健福祉係

面接：申込時の面接はありません。利用調整を行い、内定した後、面接を各園で受けます。

通知発送…2月下旬

※入園調整は二次選考後の空き枠に対して調整を行います。空きがない場合、4月入園はできませんので、ご了承ください。

※5月以降の入園希望の方は、4. 年度途中の申込にて対応いたします。

○クラス年齢について

申込みの際のクラス年齢は、令和8年4月1日時点の年齢が基準になります。令和8年度は以下のとおりとなりますので参考にしてください。

- ・5歳児…2020年(令和2年)4月2日～2021(令和3年)年4月1日生
- ・4歳児…2021年(令和3年)4月2日～2022(令和4年)年4月1日生
- ・3歳児…2022年(令和4年)4月2日～2023(令和5年)年4月1日生
- ・2歳児…2023年(令和5年)4月2日～2024(令和6年)年4月1日生
- ・1歳児…2024年(令和6年)4月2日～2025(令和7年)年4月1日生
- ・0歳児…2025年(令和7年)4月2日～

4. 令和8年度の入園申込(年度途中の申込)

※この申込は「3. 令和8年度の入園申込み(新年度一斉申込み)」にて調整した空き枠に対し、利用調整をするものです。一斉申込みについては、P3からお読みください。

令和8年5月以降の年度中に入園を希望する方は、入園希望月毎に申込期間を定め、以下のとおり受付しています。

(受付期間)

入園を希望する月の2ヵ月前から1か月間(右表参照)

※入園希望月12月以降は期間が異なりますのでご注意ください。

(受付場所)

市役所本庁保育課、各総合支所地域づくり推進課保健福祉係または市民保健福祉係

(平日8:30～17:15)

※認定こども園の教育部分(1号認定)を希望される方は、入園希望施設に直接お申込みください。

(必要書類及び選考結果の通知)

P8～P9に記載された必要書類に記入し、お申込みください。

保育の必要性を総合的に審査し、各園の受入れ可能数の範囲内で入所者を選考します。

入園希望月の前月の15日頃に結果を発送します。

(決定後の流れ)

入園が決定した園においてオリエンテーションを行います。

(保留になった場合の取扱い)

通常申込の利用調整の結果、保留となった場合は、同年度の認定期間中は継続して利用調整を行います。申込書を毎月提出していただく必要はありませんが、家庭状況、就労状況等、変更が生じた場合は、変更した内容に応じた書類の提出が必要となります(関連 P9.6(2))。

◇申込受付期間◇

入園希望月	申込期間
令和8年 5月	令和8年 3月2日(月)～令和8年 3月31日(火)
令和8年 6月	令和8年 4月1日(水)～令和8年 4月30日(木)
令和8年 7月	令和8年 5月1日(金)～令和8年 5月29日(金)
令和8年 8月	令和8年 6月1日(月)～令和8年 6月30日(火)
令和8年 9月	令和8年 7月1日(水)～令和8年 7月31日(金)
令和8年10月	令和8年 8月3日(月)～令和8年 8月31日(月)
令和8年11月	令和8年 9月1日(火)～令和8年 9月30日(水)
令和8年12月	令和8年 9月1日(火)～令和8年10月30日(金)
令和9年 1月	令和8年 9月1日(火)～令和8年11月30日(月)
令和9年 2月	令和8年 9月1日(火)～令和8年12月28日(月)
令和9年 3月	令和8年 9月1日(火)～令和8年12月28日(月)

【令和8年度入園申込の全体スケジュール】

各お申込みは、下表のとおりとなりますので、確認の上、忘れずにお申込みください。
一次及び二次申込みは、令和8年度を通して1年分の利用について受け付けますが、2月以降の申込は、2か月先の利用について、各月ごとの申込受付となります。

令和7年 9月	◎	一次申込受付(9月1日(月)～30日(火))	
10月			
11月	↓	一次申込選考結果通知(11月28日(金)発送)	
12月	◎	二次申込受付(12月8日(月)～22日(月))	
令和8年 1月	↓	二次申込選考結果通知(1月30日(金)発送)	
2月	◎	4月利用開始分の最終申込受付(2月2日(月)～16日(月))	
		最終申込選考結果通知(2月下旬発送)	
3月	○	5月利用開始分申込受付	} 年度途中の申込
4月	○	6月利用開始分申込受付	
5月	○	7月利用開始分申込受付	
		《以降9月まで繰り返し》	

5. 入園申込に必要な書類

【全員提出が必要な書類】※全ての書類について申込み児童の人数分が必要です。

提出書類	説明
保育所等利用申込書	第5希望までの希望園をお申込みできます。全ての希望園を記入しなくても結構です。
教育・保育給付認定申請書	保育園、認定こども園、小規模保育施設を利用する場合、保育認定を受ける必要があります。 本申請により『教育・保育給付決定通知書』を発行します。
家庭状況調査票	ご家庭の状況について、また、裏面のお子さんの健康状態や発育についてご記入ください。
保育施設入所申込に関する確認票および同意書	必ず内容を確認し、チェック欄、氏名を記入し押印(自署する場合不要)してください。

【状況に応じて提出が必要な書類】

提出書類	説明
外国籍の方	在留カードの写し(両面)
離婚前提で別居中の方	離婚調停中であることが分かる書類の写し(裁判所の書類等) 離婚協議中であることが分かる書類(弁護士の証明等) …上記書類はひとり親の認定として必要です。書類がない場合は相手方の就労証明書等が必要になります。
転入予定の方	転入先住所と時期が分かる書類の写し(住居の賃貸借契約書等) 転入誓約書

【保育を必要とする状況を証明する書類】

※同居している65歳未満の大人の方全員分が必要です。

提出書類	説明	
就 労	会社勤めの方	就労証明書(勤務先が記入・証明)
	専従者	就労証明書 青色事業専従者給与に関する届出書(写)、確定申告書等の専従者であることが分かる書類の写しのいずれか
	内職	就労証明書(発注者が記入・証明)、 契約書(写)又は、賃金の支払実績が確認できる書類の写し
	自営業・農業	就労証明書、確定申告書(写)、もしくは ・新規開業の方、確定申告の時期が来ていない方は、開業届(写)・ 法人登記簿謄本(写)等 ・同居する親族が従業員の場合は人件費の支払いが分かる書類の写し
妊娠・出産	母子健康手帳の表紙及び出産予定日を記載したページの写し	
育児休業中	就労証明書(勤務先が記入・証明) ※復職後の就労時間を勤務先と調整の上、証明を受けて下さい。	
疾病	診断書(市指定様式、保育が困難な理由と期間が記載されていること)	
障がい	障害者手帳、療育手帳等の写し (氏名と障がいの程度が分かるもの)	

介護・看護	介護・看護状況等申告書 診断書(介護・看護対象者にかかる介助作業のため、児童の保育が困難なことが分かるもの)、 障害者手帳、療育手帳等の写し、介護保険証及びケアプラン等いずれか
災害復旧	罹災証明等
求職活動	申立書またはハローワーク登録の写し
就学	学生証(在学証明書)の写し、受講の証明ができるもの カリキュラム等受講状況が分かるもの
虐待・DV	事由に該当することが分かる書類(関係機関の証明所等)

(注1) 提出された書類は返却できません。控えが必要な場合は提出前にコピーをしてください。

(注2) 就労証明書の内容を確認するために、勤務先へ確認の電話や訪問をすることがあります。

(注3) 消せるボールペンや修正テープ等は使用せず、訂正する場合は訂正印を押印してください。

(注4) 必要に応じて追加の書類をお願いすることがあります。

(注5) 同居の定義は、生計が同一であることを指します。世帯が別であっても生計が同一の場合は同居とみなします。また、同じ建屋でも玄関・水回り等分かれており、光熱水費が別契約の場合は別世帯とみなします。

6. 利用調整結果の送付について

(1) 入園内定した場合

一斉申込み(P3)の場合は、通知予定日に内定通知を発送します。

年度途中の申込み(P6)の場合は、利用開始月の前月上旬に入園調整のため、市から保護者あてに電話をいたします。その後、園にて面接を行っていただき内定となります。

入園前の慣らし保育について

保育園の利用は入園月の1日からとなります。慣らし保育については、入園後1~2週間程度の間で徐々に時間を長くしながら行いますのでご協力をお願いします。詳しくは園とご相談ください。

なお、栃木市では、利用開始月以前の慣らし保育は実施していません。

(2) 保留となった場合

一斉申込み(P3)の場合は通知予定日に、年度途中の申込み(P6)の場合は、利用開始月の前月15日頃に、保留通知を発送します。

年度内の認定期間中は引き続き利用調整を行いますので、新たな申込は不要です。利用調整の結果については、入園できる場合のみご連絡いたします。

入園調整結果の証明について(保留証明書の発行について)

保育園の入園が保留となり、年度内の入園の見込みがないことを証明するものです。育児休業の延長手続き等で書類が必要な方に対して発行しています。

※利用申込みをしていない場合及び内定辞退の場合は、証明書の発行はできません。また、申込みをしていても、申込みした利用希望月以前の証明はできませんのでご注意ください。

7. 保育料(利用者負担額)・副食費(おかず代)について

(1) 保育料・副食費の算定

【保育料(利用者負担額)】

2、3号認定児童のうち、令和8年4月1日時点で3歳未満の児童は、毎月保育料がかかります。負担額は、市民税所得割課税額により決定します。(P11 参照)

【副食費(おかず代)】

1号認定児童及び2号認定児童のうち、令和8年4月1日時点で3歳以上の児童は、副食費がかかります。ただし、保護者の市民税所得割合計額が77,200円未満の世帯は免除されます。なお、副食費の額は、利用施設により異なります。

(2) 保育料・副食費の算定のための書類

教育・保育給付認定申請書「3.世帯の状況」に個人番号(マイナンバー)を必ず記入してください。個人番号の記入のない方、個人番号による情報連携で税額の確認ができなかった方は下記の書類の提出をお願いします。

○令和7年1月1日時点で栃木市外に住民登録していた方

添付書類	発行先
令和7年度住民税課税証明書または非課税証明書(市民税所得割額のわかるもの)	令和7年1月1日時点、住民登録のあった自治体

※父母の分が必要です。ただし、父母共に非課税の場合は同居する祖父母の分も必要です。

(3) 保育料・副食費の納付について

【保育園】

- ・保育料は、市が徴収します。
- ・入園説明会や入園前の面接の際に「口座振替依頼書」をお渡しします。必要事項を記入のうえ、口座振替を希望する金融機関にご提出ください。
- ・副食費は、公立園は市が徴収します。私立園は施設にお支払いください。

【認定こども園(保育園部分)、小規模保育施設】

- ・保育料、副食費は、入園された認定こども園、小規模保育施設にお支払いください。
- ・支払方法は、後日、認定こども園、小規模保育施設からお知らせします。

(4) 保育料・副食費の多子軽減について

下記①～③に該当する児童が2人以上いる世帯において、年齢が高い順に上から2番目以降の児童については、保育料が免除されます。

また、3番目以降の児童については、保育料及び副食費が免除されます。

- ①保護者等が現に育てている児童で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある場合
- ②他に生計の途がなく、主として保護者等が扶養している大学生等(転出者を含む。)で、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある場合
- ③保護者等が育てている障がい者(児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について

(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知) 保育所徴収金基準額表の備考欄3の(2)に該当する者に限る。)の方で、20歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある場合

※②③の場合は、申請書とともに大学等の在学証明書や障がい者手帳等を提出してください。

※免除を受けるには、申請書が必要です。該当の方は、内定後に、保育園、認定こども園、小規模保育施設へお申し出ください。

(5) ひとり親世帯・在宅障がい児世帯の保育料の軽減について

第1子について、第2、第3階層の方は、0円となり、第4、第5階層の方は3,000円となります。

令和8年度 栃木市 特定教育・保育 利用者負担額(保育料)		
【対象施設：保育園、小規模保育事業、認定こども園(保育園部分)】		
(保育料に適用される年齢は、4月1日時点での年齢となります)		
各月初日の在籍措置児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) (上段：保育標準時間認定) (下段：保育短時間認定)
階層区分	定 義	3歳未満児
第1階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯児童福祉法(昭和22年法律第164号)による里親世帯	(円) 0
第2階層	第1階層に該当する世帯を除き、市町村民税が非課税の世帯	0
第3階層	第1階層及び第2階層に該当する世帯を除き、市町村民税の所得割が非課税の世帯	4,800 (4,800)
第4階層	 第1階層から第3階層までに該当する世帯を除き、市町村民税の所得割が次の区分に該当する世帯	48,600円未満 8,700 (8,500)
第5階層		48,600円以上 77,200円未満 12,000 (11,700)
第6階層		77,200円以上 97,000円未満 18,600 (18,200)
第7階層		97,000円以上 133,000円未満 31,200 (30,600)
第8階層		133,000円以上 169,000円未満 36,000 (35,300)
第9階層		169,000円以上 235,000円未満 42,600 (41,800)
第10階層		235,000円以上 301,000円未満 48,000 (47,100)
第11階層		301,000円以上 397,000円未満 53,000 (52,100)
第12階層		397,000円以上 57,000 (56,000)

※算定に使用する市県民税は、4月から8月までにあつては前年度分の、9月から翌年3月までにあつては現年度分の税額を適用します。

※寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額または株式等譲渡所得割額控除、住宅借入金等特別税額控除は、適用されません。

※保護者(父母)の市町村民税が共に非課税の場合、同居祖父母のどちらか高い方の市町村民税が保育料の算定基礎となります。

8. 入園後の給付認定変更および退園について

【家庭状況の変更について】

保育園等に入園後、保育の必要性の認定内容に変更があった場合は、在園している保育施設へご相談ください。

「教育・保育給付認定変更申請書」と変更になった内容が分かる書類を提出してください。

①居住地が変わった・・・転居、単身赴任 など

②世帯状況が変わった・・・結婚、離婚、祖父母と同居・別居 など

③就労・就学状況が変わった・・・就労先、就労時間・日数の変更 など

⇒「就労証明書」の提出、就学の状況が分かる書類（時間割の写しなど）の提出

④下の子の妊娠・出産に係る産休、育児休業の取得

⇒下の子の母子手帳の写し（表紙と分娩予定日を記載したページ）、及び「就労証明書」の提出

- ・給付認定変更は、各月 25 日までに提出されたものについて翌月から適用します。
- ・退職や就学期間満了など、保育を必要とする事由のいずれにも該当しなくなった場合、当月末で退園になります。

【退園について】

都合により保育施設を退園するときは、退園することが確定した時点で「利用中止届」を在園している保育施設に提出してください。

また、入所期間中であっても、保育を必要とする事由が無くなった場合は退園となります。

- ・事実と異なる申請や申告をしたことが分かったとき
- ・保育の認定期間が切れたとき（例：求職活動など）
- ・栃木市外へ転出したとき（転出日の月末までは在園できます）

9. 広域入所申込みについて

栃木市に住んでいる方が栃木市外の保育施設を利用することや、栃木市外に住んでいる方が栃木市の保育施設を利用することを、広域入所といいます。

広域入所には要件がありますので、お早めに栃木市保育課までご相談ください。

【栃木市外の保育施設を希望する方】

各市区町村によって広域での入所要件や入所申込み締切日、必要書類等が異なります。希望保育施設のある市区町村に問合せのうえ、栃木市保育課へ早めにご相談ください。

（対 象）

- ・保護者の勤務先が保育希望の市区町村にあり、児童の送迎が容易である場合。
- ・希望市区町村内の保育施設での保育の実施が必要と認められる場合（里帰り出産や転出等）。

《栃木市外に転出予定の方》

入所申込み一式のほかに以下の書類が必要となります。

- ・転出先の住所がわかる書類

(住宅の工事請負等契約書、売買契約書や賃貸借契約書の写し)

転出手続き後、すみやかに転出先の市区町村の申込様式で入所申込みの手続きをしてください。

【栃木市外に住んでいる方】

原則、現住所のある市区町村からの申込みになります。

各市区町村により広域の入所要件等が異なりますので、現在お住いの市区町村にご相談ください。

お住いの自治体において受付処理を行った後、郵送により栃木市保育課に書類が届きます。

その後、利用調整を栃木市が行い、結果を住所地の市区町村へ回答します。

締切日は栃木市への到着日ですので、申込みの際にはご注意ください。

- ・令和8年度の広域入所申込み締切日（1年分の利用について受付）

⇒ 令和7年12月8日（月）～令和7年12月22日（月）必着
（二次申込みでの利用調整）

- ・令和8年4月広域入所申込み期間

⇒ 令和8年2月2日（月）～令和8年2月16日（月）必着

- ・令和8年5月以降広域入所申込み期間 ⇒ 入所希望月の前々月

《栃木市に転入予定の方》

入所申込み一式のほかに以下の書類が必要となります。

- ・栃木市での住所がわかる書類

(住宅の工事請負等契約書、売買契約書や賃貸借契約書の写し等)

また、栃木市へ転入後、栃木市保育課へ栃木市の様式により、入所申込みの手続きが再度必要です。

◇直接お申込みできる場合について◇

令和8年度の入所申込みについて、令和7年9月から栃木市に直接窓口で申込むことができます。ただし、入所希望月の前月末日までに栃木市に転入することが必要です。また、年度途中の申込みで、栃木市への転入先が決まっている場合にも、直接窓口で申込むことができます。その場合は、転入後の入所申込みの手続きは不要です。

申込みの際は、上記の書類のほか、「転入に関する誓約書」をご提出ください。

10. その他の保育サービス

【病児・病後児保育について】

病気やけがのため、集団や家庭での保育が出来ない期間、児童を一時的にお預かりする事業として、市が園に委託して実施しています。

(1) 対象児童

市内に住所がある小学校 3 年生までの児童で、病気と診断され、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある方、または病気回復期にあり、安静確保の配慮が必要な方が利用できます。

(2) 症状

以下の症状が対象となります。

- ・感冒、消化不良症等日常罹患する疾病の回復期
- ・水痘、風疹等の感染性疾患の回復期
- ・喘息等の慢性疾患
- ・熱傷等の外傷性疾患

(3) 利用料

日額 2,000 円（市民税非課税世帯は 500 円）

※診療情報提供書代別途

(4) 利用方法

- ・病児・病後児保育の利用が可能かどうかを医師に相談のうえ、「診療情報提供書」を書いてもらい、「利用申請書」と一緒に実施園に提出してください。
- ・「利用申請書」に課税世帯か非課税世帯かを確認する欄がありますので、あらかじめ対象世帯かをご確認ください。
- ・児童をお迎えの際に、その日の利用料を実施園に直接お支払いください。
- ・利用期間は、原則として 1 回の申請につき連続 7 日間を限度とします。

(5) 実施施設・保育時間

(病児保育)

- ・フォレストキッズ保育園 病児保育専用スペース

保育時間：（月曜日～金曜日）午前 8 時～午後 6 時

（土曜日）午前 8 時～午後 4 時

※日曜日、祝祭日、年末年始の 12 月 29 日～1 月 3 日を除く

- ・アイ・スマイル 病児保育専用スペース

保育時間：（月曜日～金曜日）午前 8 時～午後 6 時

（土曜日）午前 8 時～午後 4 時

※日曜日、祝祭日、年末年始の 12 月 29 日～1 月 3 日を除く

(病後児保育)

- ・こども園さくら 病後児保育専用スペース

保育時間：（月曜日～金曜日）午前 8 時～午後 6 時

（土曜日）午前 8 時～午後 0 時

※日曜日、祝祭日、年末年始の 12 月 29 日～1 月 3 日を除く

- ・アイ・スマイル 病後児保育専用スペース
- ・保育時間：（月曜日～金曜日）午前 8 時～午後 6 時
（土曜日）午前 8 時～午後 4 時
※日曜日、祝祭日、年末年始の 12 月 29 日～1 月 3 日を除く

【休日保育について】

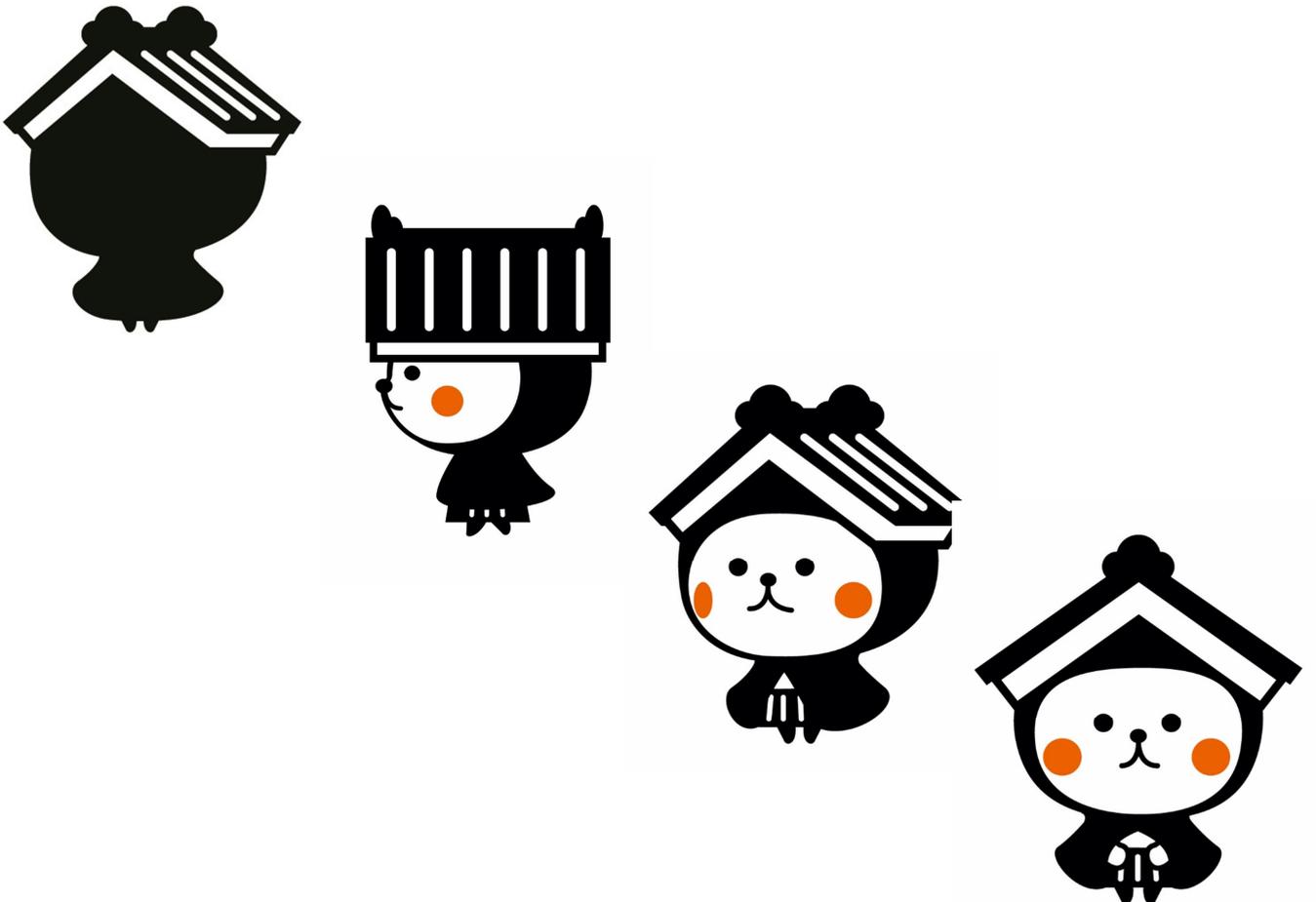
休日に保護者の勤務等で保育することが困難な就学前の児童の保育を行います。
他の保育園やこども園等に入園している方でも利用できます。

- ①実施施設・・・こども園さくら
- ②保育時間・・・日曜日、祝祭日（年末年始の 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
午前 8 時～午後 6 時
- ③利用方法・・・直接園に申込みをしてください。

【一時預かりについて】

保護者の勤務や疾病等の事由により断続的または一時的に保育することが困難な未就園の児童を一時的にお預かりします。また、在園児童は利用できません。

- ①実施施設・・・P16～17 の「教育・保育施設一覧」に記載の各園
- ②回数及び時間・・・週 3 回程度、午前 8 時 30 分～午後 5 時（公立園の場合）
- ③利用料金・・・日額 1,500 円～（施設一覧参照）
- ④利用方法・・・事前に申込が必要です。利用したい施設に直接お申込みください。



11. 教育・保育施設一覧

【保育園】

令和8年度は、特別保育内容等が変更になる場合があります。

(令和7年7月現在)

	保育園	住所・TEL	利用定員	開園時間	0歳児保育	土曜保育	延長保育	一時預かり
公立	くらのまち保育園	入舟町 6-1 TEL 20-5151	110	7:00~19:00	6か月~	○	○	最大5人 3歳未満児 2,000円/日 3歳以上児 1,500円/日
	おおつか保育園	大塚町 640-1 TEL 27-5343	74	7:00~19:00	6か月~	○ ※1	○	—
	はこのもり保育園	箱森町 36-31 TEL 23-4827	150	7:00~19:00	6か月~	○	○	最大5人 3歳未満児 2,000円/日 3歳以上児 1,500円/日
	大平西保育園	大平町富田 1447 TEL 43-2545	80	7:00~19:00	6か月~	○	○	最大5人 3歳未満児 2,000円/日 3歳以上児 1,500円/日
	大平南第1保育園	大平町西水代 1705-2 TEL 43-2704	45	7:00~19:00	6か月~	○ ※2	○	—
	藤岡はーとらんど保育園	藤岡町赤麻 1711-2 TEL 62-2355	110	7:00~19:00	6か月~	○	○	最大5人 3歳未満児 2,000円/日 3歳以上児 1,500円/日
	都賀よつば保育園	都賀町原宿 2263-1 TEL 29-1234	125	7:00~19:00	6か月~	○	○	最大5人 3歳未満児 2,000円/日 3歳以上児 1,500円/日
	いわふね保育園	岩舟町静 5133-1 TEL 55-7900	105	7:00~19:00	6か月~	○	○	最大5人 3歳未満児 2,000円/日 3歳以上児 1,500円/日
私立	さくら第2保育園	泉川町 196-5 TEL 24-3900	50	7:00~19:00	3か月~	○	○	最大6人 9時~15時 300円/時 延長保育については要相談
	けやしき保育園	城内町 2-18-13 TEL 23-8905	160	7:00~19:00	6か月~	○	○	最大5人 3歳未満児 2,500円/日 3歳以上児 2,000円/日
	アイ・スマイル	今泉町 2-2-5 TEL 51-6276	120	7:00~19:00	3か月~	○	○	最大6人 3歳未満児 2,500円/日 3歳以上児 2,000円/日
	大平中央保育園	大平町西野田 20-7 TEL 43-7708	100	7:00~19:00	3か月~	○	○	最大5人 3歳未満児 2,000円/日 3歳以上児 1,500円/日
	ひかり保育園	大平町新 1339-1 TEL 43-8511	98	7:00~19:00	産休明け~	○	○	—
	フォレストキッズ保育園	大平町川連 509-5 TEL 20-0808	120	7:00~19:00	産休明け~	○	○	最大6人 2,500円/日
	すみれ保育園	岩舟町静 1866-1 TEL 55-2318	58	7:00~18:30	3か月~	○	○	—

※1、2 おおつか保育園の土曜保育はこのもり保育園で、大平南第1保育園の土曜保育は大平西保育園で実施。

【土曜保育】…土曜保育の実施時間は開園時間中で施設により異なります。詳細は各施設にお問い合わせください。

【延長保育】…○印は標準時間及び短時間、△印は短時間のみでの延長保育の実施施設となります。

就労や通勤の都合などにより、認定を受けている時間以上に保育園を利用する場合は延長保育料がかかります。

延長保育料は、保育認定や延長する時間、入園する施設等により異なります。

【病児・病後児保育】【休日保育】【一時預かり】 P14~15 をご覧ください。

【認定こども園】

令和8年度は、特別保育内容等が変更になる場合があります。

(令和8年3月現在)

	認定こども園	住所・TEL	保育定員 教育定員	開園時間	0歳児 保育	土曜 保育	延長 保育	一時預かり
公立	認定西方なかよし こども園	西方町本郷 516-2 TEL 92-2900	114 46	7:00~19:00	6か月~	○	○	最大5人 3歳未満 2,000円/日 3歳以上 1,500円/日
私立	アルス幼稚園	片柳町 1-20-1 TEL 22-0824	90 120	7:30~18:30	6か月~	○	△	—
	アルスみなみ幼稚園	沼和田町 36-41 TEL 23-7155	58 60	7:30~18:30	6か月~	○	△	—
	おおみや幼児教育 センター	大宮町 1647-3 TEL 28-0038	90 120	7:00~18:30	6か月~	○	○	最大5人 2歳未満 2,500円/日 2歳以上 2,000円/日
	國學院大學栃木 二杉幼稚園	片柳町 5-11-37 TEL 22-3175	88 60	7:30~18:30	6か月~	○	△	施設定員の範囲内で実施 3歳未満 3,000円/日 3歳以上 2,500円/日
	こども園さくら	泉川町 651-1 TEL 24-3900	275 15	7:00~19:00	3か月~	○	○	最大6人 9時~15時 300円/時 延長保育については要相談
	さくら学園 SEI	箱森町 50-17 TEL 25-1711	65 35	7:30~18:30	6か月~	○	△	最大10人(給食代別途) 3歳未満 4,000円/日 3歳以上 3,500円/日
	栃木幼稚園	旭町 22-5 TEL 24-4802	30 60	7:30~18:30	6か月~	○	△	—
	ひらかわ幼稚園	大宮町 2378-7 TEL 27-0236	40 110	7:30~18:30	6か月~	○	△	—
	吹上幼稚園	吹上町 1376 TEL 31-1543	110 120	7:30~18:30	6か月~	○	△	最大10人 2歳児クラス 2,000円/日 3歳児クラス以上 1,500円/日
	若葉幼稚園	小平町 9-3 TEL 24-4075	38 45	7:30~18:30	6か月~	○	△	—
	おおひらふじ 幼稚園	大平町富田 4012-8 TEL 43-3665	90 75	7:30~18:30	6か月~	○	△	施設定員の範囲内で実施
	大平みなみ幼稚園	大平町西水代 1742-1 TEL 43-3810	90 110	7:30~18:30	6か月~		△	—
	バンビ幼稚園	藤岡町大前 358-1 TEL 62-5431	70 60	7:00~18:30	6か月~	○	○	施設定員の範囲内で実施 1歳未満 600円/時 1歳以上 500円/時
	ふじおか幼稚園	藤岡町藤岡 342 TEL 61-1152	140 100	7:30~18:30	2か月~	○	△	施設定員の範囲内で実施 800円/時(給食代別途)
	都賀幼稚園	都賀町家中 1889-1 TEL 27-7155	80 75	7:30~18:30	6か月~	○	△	施設定員の範囲内で実施
岩舟幼稚園	岩舟町静 622 TEL 55-2154	70 75	7:30~19:00	6か月~	○	○	最大 乳幼児6人 0-1歳児クラス 2,500円/日 2歳児クラス 2,000円/日	
しずわでら幼稚園	岩舟町静和 1151-4 TEL 54-1152	200 90	7:30~18:30	3か月~	○	○	施設定員の範囲内で実施	

【小規模保育施設】

令和8年度は、特別保育内容等が変更になる場合があります。

(令和7年7月現在)

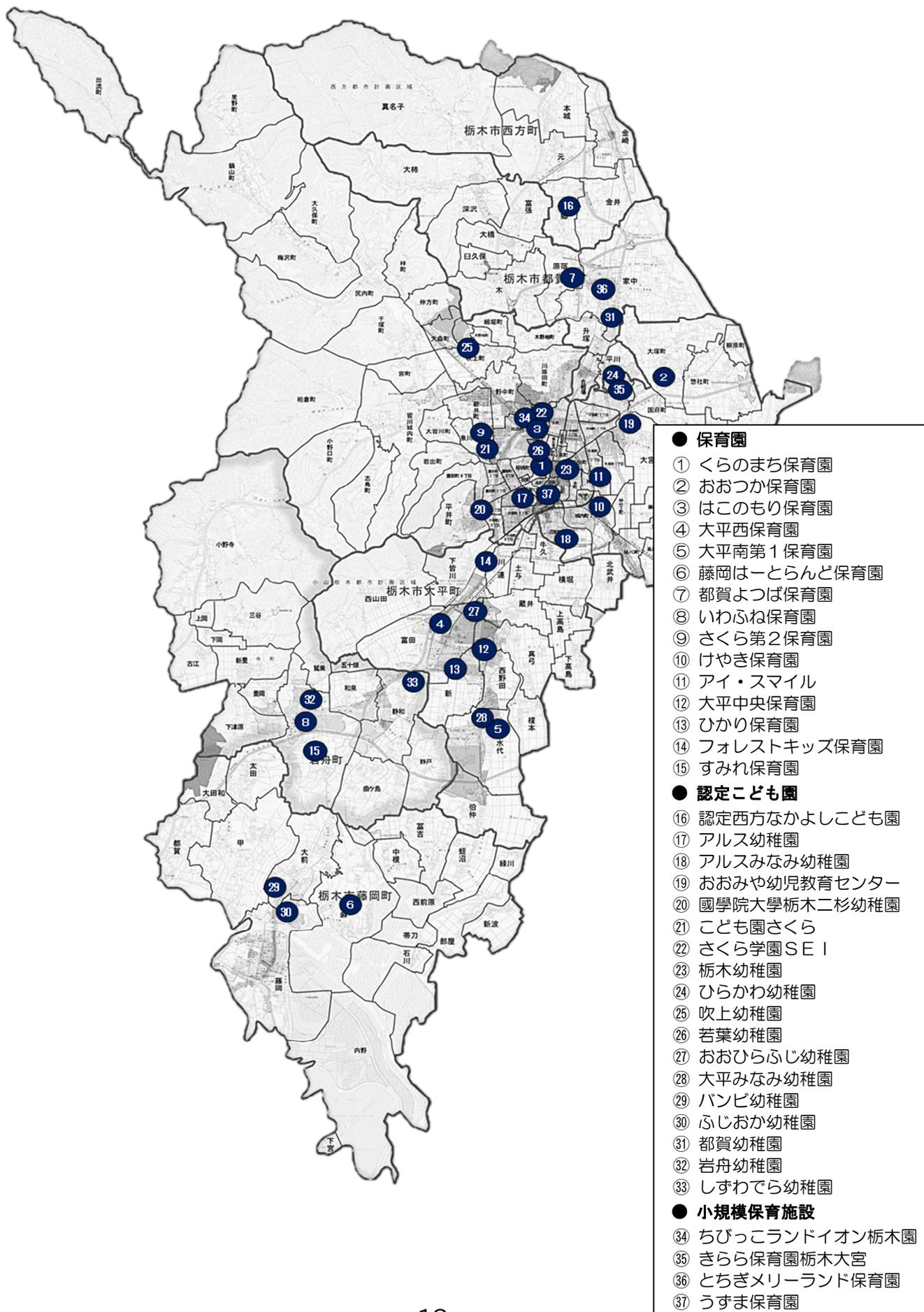
	小規模保育施設	住所・TEL	利用 定員	開園時間	0歳児 保育	土曜 保育	延長 保育	一時預かり
私立	うずま保育園	室町1-22 TEL 21-8815	19	7:00~19:00	6か月 ~	○	○	—
	きらら保育園 栃木大宮	大宮町 2329-6 TEL 25-6118	19	7:00~19:00	6か月 ~	○	○	—
	ちびっこランド イオン栃木園	箱森町 37-9 イオン栃木店 TEL 25-1230	19	7:30~19:00	6か月 ~	○	○	施設定員の範囲内で実施
	とちぎメリーランド 保育園	都賀町家中 2336-1 TEL 27-5933	19	7:00~19:00	産休明 け~	○	○	施設定員の範囲内で実施

※所在地域別の五十音順で掲載しています。

【小規模保育施設の連携施設】

うずま保育園 ⇒ アルス幼稚園	ちびっこランドイオン栃木園 ⇒ おおみや幼児教育センター
きらら保育園栃木大宮 ⇒ ひらかわ幼稚園	とちぎメリーランド保育園 ⇒ メリーランド保育園(壬生町)

12. 教育・保育施設位置図

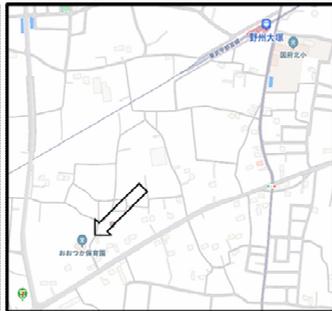


栃木地域

① くのまち保育園



② おおつか保育園



③ はこのもり保育園



⑨ さくら第2保育園 ⑩ こども園さくら



⑩ けやき保育園



⑪ アイ・スマイル



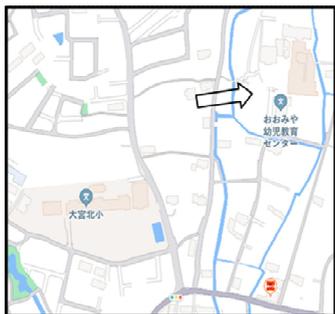
⑬ アルス幼稚園



⑬ アルスみなみ幼稚園



⑱ おおみや幼児教育センター



⑲ 國學院大學栃木二杉幼稚園



⑳ さくら学園SEI



㉓ 栃木幼稚園



㉔ ひらかわ幼稚園



㉕ 吹上幼稚園



㉖ 若葉幼稚園



㉗ ちびっこランドイオン栃木



㉘ きらら保育園 栃木大宮



㉙ うずま保育園



大平地域

④大平西保育園



⑤大平南第1保育園



⑫大平中央保育園



⑬ひかり保育園



⑭フォレストキッズ保育園



⑰おおひらふじ幼稚園



⑳大平みなみ幼稚園



藤岡地域

⑥藤岡はーとらんど保育園



⑳バンビ幼稚園 ㉑ふじおか幼稚園



西方地域

⑯認定西方なかよしこども園



都賀地域

⑦都賀よつば保育園



⑳都賀幼稚園



⑳とちぎメリーランド'保育園



岩舟地域

⑧いわふね保育園



⑮すみれ保育園



㉒岩舟幼稚園



㉓しずわでら幼稚園



13. よくある質問(Q&A)

1. 利用

Q1-1 月の途中での入園はできますか。

A:月途中から入園することはできません。毎月1日の入園となります。

Q1-2 年度途中で誕生日が来るとクラスも変わりますか。

A:クラスは4月1日現在の年齢により決定するため変わりません。

Q1-3 延長保育を利用したいのですがどのような手続きが必要ですか。

A:延長保育は、就労や通勤の都合により、通常保育の時間を超えて保育の必要がある場合に利用できます。利用したい場合は、在籍園にご相談ください。

Q1-4 子どもが食物アレルギーがあります。

A:保育園により対応が異なりますので、面接の際に申し出て下さい。除去食の対応ができる園では、かかりつけの医師の診断と指示を受けたり、調査書等の記入・提出等の手続きがあります。

Q1-5 ならし保育期間はありますか。

A:栃木市では、利用開始月以前のならし保育は実施していません。利用開始月の1日以降にお子さんの様子を見ながら徐々に時間を長くして行います。保護者の勤務状況など月初めの対応が難しい場合は、園と相談し利用開始前の一時預かりの利用をご検討ください。

2. 入園申込み

Q2-1 新年度の申込みはいつできますか。

A:例年9月から翌年度入園分の申込みを受付けています。

Q2-2 入園案内のパンフレット配布はいつ頃ですか、また、どこでもらえますか。

A:7月下旬に市役所・各保育園、総合支所等において新年度のパンフレット及び申込書類を配置します。併せて市ホームページに掲載いたします。

Q2-3 年度途中の申込みはいつできますか。

A:5～10月の利用申込みについては、利用希望月の前々月に申込みを受付けています。また、11月～3月の利用申込みは、9月から利用希望の前々月末まで(3月分は12月末まで)の申込みとなります。

Q2-4 基本的な必要書類は何ですか。

A:以下の通りです。

1. 保育所等利用申込書 2. 教育・保育給付認定申請書 3. 家庭状況調査票
4. 子どものための教育・保育給付認定および子育てのための施設等利用給付認定に関する同意書
この他に、保育を必要とする状況を証明する書類が、保育を必要とする事由に応じて必要になります。

Q2-5 就労証明書が期日までに間に合いません。受付できますか。

A:入所申込書類が全てそろってからの受付となります。余裕をもってご準備ください。

Q2-6 保育園の見学はできますか。

A:希望する保育園へ直接お問い合わせの上、見学日程を調整してください。また、各保育園での見学会が7月下旬から8月にかけて実施されますので、市ホームページまたは広報とちぎでご確認ください。

Q2-7 認可保育施設の空き情報は公開されていますか。

A:5月～3月の毎月利用分については、前月末時点の各施設の空き状況を月始めには市ホームページにおいて公開しています。4月については、新年度申込分として1次選考から3次選考まで選考結果の空き状況をホームページに公開しています。

Q2-8 希望する認可保育施設に空きがない場合は、申込みできませんか。

A:空きがない場合でも申込みできます。毎月の空き状況の公表後に、転園や辞退の理由により空きが生じる場合があります。

Q2-9 出生前の申込みはできますか。

A:出生前でも申込みできます。申込みの際は、母子手帳の表紙と分娩(出産)予定日の記載があるページの写しが必要です。

Q2-10 育児休業中の申込みはできますか。

A:育児休業中は原則申込みはできません。ただし、復職予定日が決まっている方の、復職月からの利用申込みは可能です。この場合は、就労証明書による勤務先からの証明が必要となります。

Q2-11 求職活動中の申込みはできますか。

求職活動を理由とした申込みはできます。入園後3カ月以内に就職することが条件ですので、就労後、就労証明書を勤務先に作成してもらい園へ提出してください。なお、3か月目の25日までに就労証明書の提出及び就労の開始が必要となります。

Q2-12 求職活動を理由として新年度の申込みはできますか。

A:新年度における求職活動を事由とする申込みについては、12月に予定している二次選考において、4月からの入園をご希望の場合のみ受け付けております。子どもを保育園に預けてから求職される場合で、5月以降からの入園をご希望の場合は、ご希望月の前々月末までにお申込みください。(Q2-3 もご参照ください。)

Q2-13 郵送での申込みはできますか。

A:郵送によるお申込みは受付していません。直接来庁してください。

Q2-14 認定こども園(1号認定)の入所申込みはどこで行うことができますか。

A:認定こども園(1号認定)の申込みは、直接認定こども園にお問合せください。

対象年齢は、満3歳～就学前となります。

Q2-15 入園内定後に離職した場合はどうなりますか。

A:入園内定後の離職の場合は、内定取り消しとなります。

Q2-16 入園申込みをしましたが、希望する保育園等の変更をすることはできますか。

A:新年度の一斉申込みについては各申込期限まで、年度途中の毎月の申込みについては毎月月末の締切日まで変更できます。保育課窓口にて直接申し出ていただくか、電話でご連絡いただき変更を希望する保育園等を申し出て下さい。

Q2-17 保留となってしまった場合、毎月申込みをする必要がありますか。

A:新年度の一斉申込み、年度途中の申込みとも年度内は翌月以降継続して調整を行います。ただし、以降の利用調整の結果は、決定になった時のみお知らせし、改めての保留通知は送付いたしません。この間に家庭状況や就労状況等に変更があった場合には、保育課までご連絡ください。なお、翌年度分の利用申込みは改めて提出をお願いします。

Q2-18 申込み後に保育要件が変わりました。(勤務時間が変わった・仕事を辞めた・転職した・求職活動であったが就職が決まったなど)手続きは必要ですか。

A:申込後に保育要件が変わった場合は、就労に関する内容であれば新たに就労証明書の提出が必要となります。要件に応じて必要な書類をご提出ください。内定後に保育要件が変わった場合は再調整となります。

Q2-19 病気により診断書を提出する場合、何を記載してもらえばよいですか。

A:病名及び保育ができない具体的な状況と、療養が必要な期間を記載してもらってください。
なお、診断書の様式は所定の様式でご記入ください。

Q2-20 就労先が内定していましたが、勤務開始時期が変わり一ヶ月伸びてしまいました。入園時期も変わりますか。

A:勤務開始時期に合わせて入園も1ヶ月変わりますが、勤務開始時期が未定や2か月以上延長される場合は、入園の内定が取り消しとなる場合があります。

Q2-21 離婚調停中ですが、ひとり親の加点はつきますか。

A: 離婚調停中で別居している場合及び調停に向けた弁護士依頼中の場合は、調停の申立書の写しを添付することにより、ひとり親として判定します。ただし、住民票の異動が必要となります。なお、離婚協議中の場合は同居・別居のいずれの場合もひとり親の扱いとはなりません。

3. 就労証明書

Q3-1 同居の祖父母、家族の就労証明書も必要ですか。

A:18歳以上65歳未満の方(学生は除く)については提出が必要です。

なお、65歳未満の同居人については、月64時間以上の就労をされていることが必要となります。

Q3-2 兄弟姉妹で二人以上の申込みを同時にする場合、就労証明書も人数分必要ですか。

A:原本1通のほか、人数に応じてコピーをご用意ください。ただし、「保育所等利用申込書」、「教育・保育給付認定申請書」、「家庭状況調査票」についてはそれぞれ作成が必要です。

Q3-3 就労証明書の有効期間はどれくらいですか。

A:証明日から3か月です。期限を過ぎた場合には新しい就労証明書をご用意ください。

Q3-4 自営業の場合、就労証明書はどうしたらよいですか。

A:就労証明書を記入し、確定申告の写しを添付してください。新規の場合は開業届、法人届、営業許可証等を添付してください。

Q3-5 就労時間の書き方について

A:就労証明書 No.7 の就労実績には、有給・休憩・残業時間を含めた実績をご記入ください。

Q3-6 就労証明書を求められる時期はいつになりますか。

A:入所利用申込書提出時、入園後毎年12月頃に提出していただく現況届提出時および新入園時は就労証明書の提出が必要となります。また、保育を必要とする事由が変更となった場合(疾病・妊娠出産等)には随時必要となりますのであらかじめご了承ください。

4. 認定・認定変更

Q4-1 現在、保育標準時間で預けていますが、就労時間は毎月120時間を超えてはいませんか。

A:就労時間は標準時間・短時間に応じて毎月超えている必要があります。必要時間を超えない月が続く場合は、認定が保育短時間へと切り替わりますのでご理解ください。

Q4-2 就労状況が変わり仕事の時間が増えたため、保育短時間から保育標準時間に変更したいです。いつまでに何を提出すれば良いですか。

A:変更となった就労証明書及び給付認定変更申請書を変更予定月前月の25日までに保育課へ提出してください。保育課への提出は園を通じて提出することになります。なお、就労証明書及び給付認定変更申請書の用紙は在園する園にていただけます。

Q4-3 保育認定における標準または短時間を決めるのは、誰までを対象にしますか。

A:両親の就労状況を対象とします。(同居の祖父母等は対象とはしません。)

Q4-4 就労時間の算定には、通勤時間は含めますか。

A:就労時間には通勤時間を含めておりません。

Q4-5 同居の65歳未満の家族が仕事をやめてしまいました。保育園に預けられますか。

A:家庭保育が可能な状況では、保育の要件から外れてしまいます。その場合は、保育認定の変更はありませんが、概ね3か月以内に求職活動を行い、就労証明書をご提出ください。

5. 保育料

Q5-1 保育料(利用者負担額)はどのように決まりますか。

A:保育料(利用者負担額)は原則、父母の市民税所得割課税額の合算額を基に決定します。また、4～8月分の保育料については、前年度市民税の所得割合算額、9月以降は当該年度分の市民税額に切り替わるため、課税額によっては金額が変更となります。

Q5-2 入園した場合の保育料(利用者負担)がいくらになるかわかりますか。

A:保育課では保育料の金額をお答えいたしませんので、ご自身で父母の市民税所得割課税額の合算額を算出し、利用者負担額表にて算出していただきます。なお、入園後には利用者負担額決定通知書にて通知します。

Q5-3 祖父母と同居している場合には、祖父母も保育料の算定対象となりますか。

A:父母が市民税非課税であって、同居の祖父母がいる場合には、祖父母のうち、どちらかの市民税所得割課税額の高い方を算定に含めます。なお、住民票で別世帯となっても同居居内で生活されている場合は、算定対象となります。

Q5-4 保育無償化の対象はどのような場合ですか。

A: 無償化の対象は、2号認定の3～5歳児クラスの児童と、1号認定の児童です。対象の児童は、所得に応じて決定する保育料(利用者負担)が無料となります。

なお、給食費や施設費等の実費費用については無償化の対象にはなりません。

また、保育給付認定を受けている児童であれば、認可外施設等を利用した場合でも無償化の対象となる場合があります。この場合は利用前に手続きが必要となりますのでご相談ください。

Q5-5 多子による保育料免除はありますか。

A:栃木県内において、第2子の保育料が免除の対象となります。また、第3子以降については、3歳以上にてかかる副食費も免除となります。

Q5-6 欠席した場合、日割り計算になりますか。

A:保育料は1カ月単位です。欠席した場合も日割り計算でお返しすることはできません。

Q5-7 保育料は公立と私立で金額が違いますか。

A:金額の違いはありません。保育料は、保護者(父母)の市民税所得割合算額に応じて決定します。施設費等の実費費用については、各園で金額が異なるため、各園へお問い合わせください。

6. 転園・退園

Q6-1 現在、子どもが認可保育施設に在園していますが、他の園に転園できますか。転園したい場合の手続きを教えてください。

A:在園している場合でも、転園のための申込みは可能です。転園希望の場合も新規同様の申込み手続きとなります。

Q6-2 現在、認可保育施設に在園している子どもについて、転園ができるまで現在の保育施設に在籍することはできますか。

A:転園できるまで現在の園に在籍可能です。ただし、転園決定後の辞退はできません。

Q6-3 現在、子どもが小規模保育施設に在園しています。3歳になった時に他の園へ申込みが必要ですか。

A:小規模保育施設は0から2歳までの保育施設のため、3歳の3月31日をもって他の保育施設に移る必要があります。7月頃に利用希望施設を照会し、移籍の手続きを行っていきます。

Q6-4 海外へ一時帰国を考えています。何カ月空けると退園となりますか。

A:一時帰国又は里帰り出産等で3か月以上通所しない場合は退園とさせていただきます。なお、3ヶ月以内については、在園する園とご相談ください。

Q6-5 市外へ転出するため、保育園を退園します。どのような手続きをすれば良いですか。

A:在園する園に利用中止届を提出してください。転出する月の月末までは在園可能となりますので、月末の日付をご記入ください。

7. 広域入所に関すること

Q7-1 里帰り出産のため、実家のある栃木市の認可保育園を利用できますか。

A:お住いの市町村で在園している場合は、栃木市の保育園への入園はできません。その場合は、お住いの市町村の園を退園していただくか、一時預かりを利用してください。なお、お住いの市町村で在園していない場合は、「妊娠・出産」を要件として入園の申込みができます。
※妊娠・出産の要件で入園した場合は、育児休業等での継続の利用はできません。

Q7-2 近隣市から栃木市の認可保育施設の申込みをすることはできますか。

A:次のいずれかに該当が必要です。

- (1)保護者のいずれかの就労先が栃木市にある方(祖父母は該当になりません)
- (2)保護者のいずれかの就学先が栃木市にある方
- (3)入園予定月の前月末までに栃木市に転入予定である方

(1)(2)に該当する利用を希望する方は、お住いの市の保育課を通じて申込みが可能です。

(3)に該当する方は、直接栃木市へ申込みができます。

Q7-3 栃木市に転入するのですが、申込みできますか。

A:転入予定の場合は、転入に関する誓約書と、住居地と転入時期の示されている建築工事の工事請負契約書の写し又は賃貸契約書の写しを添付して申込みすることができます。

Q7-4 栃木市以外の保育施設等を利用するにはどうしたらいいですか。

A:保護者の申請により、本市の支給認定(保育の必要性の認定)を受けたうえで、栃木市保育課の窓口で申込みをお願いします。なお、市外の保育施設を利用されるには、父母のどちらかの就労先がその保育施設のある自治体にあることが必要となります。市町によって締切日や必要な書類が異なりますので、ご希望の保育施設等のある市町に事前にご確認ください。

8. その他

Q8-1 保留証明書が欲しいです。保育園の利用申込みをしていなくてももらえますか。

A:保留証明書は、利用の申込みに対して保留となってしまったことの証明として発行していますので、利用申込が必要です。なお、利用申込月から年度内に入園の見込みがないことについて証明をするため、同じ年度内に再度入園を希望する場合は改めて利用申込みが必要です。

Q8-2 入園が内定したがその入園を辞退した場合、保留証明書は発行できますか。

A:内定辞退の場合は、証明書の発行はできません。

Q8-3 内定を辞退したいのですが、いつまでに連絡すればよいですか。また、辞退したことで今後の申込みに影響はありますか。

A:新年度の一斉申込みの場合は内定通知後 2 週間以内に連絡してください。年度途中の申込みの場合は、利用開始前月の 25 日までに連絡をお願いいたします。園での受け入れの準備があるため、以降の辞退はできません。また、内定を辞退した場合は、以降の同じ年度内の申込みの選考の際に、減点となります。



【お申込み・お問い合わせ】

○栃木市役所本庁舎 保育課 入園支援係

万町 9-25 ☎ 21-2232・2233

【各総合支所でも申込書類をお預かりします】

※ご不明な点は事前に保育課にお問い合わせのうえ、お持ちください。

○大平総合支所 大平地域づくり推進課 保健福祉係
大平町富田 558

○藤岡総合支所 藤岡地域づくり推進課 保健福祉係
藤岡町藤岡 1022-5

○都賀総合支所 都賀地域づくり推進課 市民保健福祉係
都賀町原宿 573

○西方総合支所 西方地域づくり推進課 市民保健福祉係
西方町本城 1

○岩舟総合支所 岩舟地域づくり推進課 保健福祉係
岩舟町静 5133-1